○法務省告示第二百三十七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第一中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に、「又は平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」を「、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」に、「若しくは平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）」を「、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）若しくは平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）」を「、平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）」に改める。

第二中「協定附属書十」の下に「第一編」を加える。

第二の一中「又は一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者」を「、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者」に改め、一の五の次に次のように加える。

一の六　平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十四年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十七年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」を「、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」に改め、二の四の次に次のように加える。

二の五　平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十三年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「同告示第二の一の1の⑵、⑶及び⑷」を「同告示第二の一の1の⑵から⑸まで」に、「同告示第二の二の1の⑵及び⑶」を「同告示第二の二の1の⑵から⑷まで」に改める。

第四の五中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十八年一月一日

第四の五に次のように加える。

9　平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十八年一月一日

第四の六中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十七年十月一日

第四の六に次のように加える。

9　平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十七年十月一日

第五の一中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十七年度看護師試験

第五の一に次のように加える。

9　平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十七年度介護福祉士試験

○法務省告示第二百三十八号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第一中「、平成二十二年度又は平成二十三年度」を「から平成二十四年度」に、「又は平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」を「、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」に、「若しくは平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）」を「、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）若しくは平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）」を「、平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）」に改める。

第二の一中「又は一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者」を「、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者」に改め、一の四の次に次のように加える。

一の五　平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十四年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十七年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」を「、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」に改め、二の三の次に次のように加える。

二の四　平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十三年度に本邦に入国したフィリピン人介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「同告示第二の一の1の⑵及び⑶」を「同告示第二の一の1の⑵から⑷まで」に、「同告示第二の二の1の⑵」を「同告示第二の二の1の⑵及び⑶」に改める。

第四の五中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十八年一月一日

第四の五に次のように加える。

7　平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十八年一月一日

第四の六中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十七年十月一日

第四の六に次のように加える。

7　平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十七年十月一日

第五の一中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十七年度看護師試験

第五の一に次のように加える。

7　平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十七年度介護福祉士試験